

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告 示

- 生活保護法による医療扶助等のための医療機関を指定した件 四五
- 生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件 四五
- 生活保護法による指定医療機関の事業を休止した旨届出があった件 四五
- 生活保護法による指定医療機関の事業を再開した旨届出があった件 四五
- 生活保護法による医療扶助等のための施術者を指定した件二件 四五
- 保安林の指定をする予定である旨通知があった件 四五
- 保安林の指定要件を変更する予定である旨の通知をする森林所 四五

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件 四五
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件 四五
- 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件 四五
- 土地改良事業の工事の完了について届出があった件 四五
- 県営土地改良事業の工事が完了した件 四五
- 福 島 県 選 挙 管 理 委 員 会
- 不在者投票のできる施設として指定した件 四五

告 示

福島県告示第四百九十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十二年七月二十日

福島県知事 佐藤雄平

名 称 所在地 指定年月日
 いたてクリニク 相馬郡飯館村伊丹沢字山田三八〇 平成二十二年四月五日

もみの木歯科 福島市南矢野目字境田一一一三 同 月一日

国見歯科診療所 南相馬市原町区国見町二一一一三一一 同 月二日

大平寺歯科クリニック 福島市太平寺町ノ内四三一一二 同 月二日

井草歯科医院 喜多方市字小田付道上七〇〇二 同 月一六日

往診歯科FINE BIT 伊達市原島一一一 同 月一日

E クラフト薬局新白河店 白河市新白河二一六〇 同 月一日

クラフト薬局笹谷店 福島市北沢又字成出二三一三メイゾン清水 同 月一日

ベース薬局宮下町店 同 市宮下町一五一一三タカノビル一階 同 月一日

ばにら薬局 同 市栄町二一一〇ひかりビル一階 同 月一日

福島県告示第四百九十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。

平成二十二年七月二十日

福島県知事 佐藤雄平

名 称 所在地 廃止年月日
 野崎医院 岩瀬郡鏡石町不時沼六七 平成二十二年二月三十一日

荒川耳鼻咽喉科医院 相馬市中村字荒井町三四 平成二十二年四月五日

もみの木歯科 福島市南矢野目字境田一一一三 同 年三月三十一日

大平寺歯科クリニック 同 市太平寺字過吹六一一一 同 年四月一日

国見歯科診療所 南相馬市原町区国見町三一五一四 同 年四月一日

井草歯科医院 喜多方市字小田付道上七〇〇二 同 月

イオンスーパーセンター鏡 岩瀬郡鏡石町桜岡三七五―九 同 年一月

石店薬局 白河市新白河二一六〇 同 年三月

クラフト薬局新白河店 同 年三月

クラフト薬局笹谷店 福島市北沢又字成出二三―三メイゾン清 同

ミット調剤薬局 水 同 年四月

同 市宮下町一五―三タカノビル一階 同 年四月

同 三〇日 (社会福祉課)

福島県告示第四百九十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を休止した旨届出があった。

平成二十二年七月二十日

名 称 所 在 地 福島県知事 佐藤 雄 平

根本歯科医院 田村郡小野町小野新町字荒町一八 休止年月日 平成一〇年七月二十九日

東北平田歯科医院 石川郡平田村大字上蓬田字新屋敷三三三 平成二十二年三月一〇日 (社会福祉課)

福島県告示第四百九十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を再開した旨届出があった。

平成二十二年七月二十日

名 称 所 在 地 福島県知事 佐藤 雄 平

東北平田歯科医院 石川郡平田村大字上蓬田字新屋敷三三三 再開年月日 平成二十二年六月一〇日 (社会福祉課)

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十五条で準用する同法第四十九条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させるあん摩マッサージ指圧師を次のとおり指定した。

平成二十二年七月二十日

氏 名 住 所 福島県知事 佐藤 雄 平

池亀清平 喜多方市松山町村 ふれあいの 耶麻郡猪苗代町大字 平成二十二年四月

栗原淳 福島市腰浜町二九 レイス治療院 福島市北中央一―四 同 年六月

一―三四 代店 五日七 月一日 (社会福祉課)

福島県告示第四百九十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十五条で準用する同法第四十九条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる柔道整復師を次のとおり指定した。

平成二十二年七月二十日

氏 名 住 所 福島県知事 佐藤 雄 平

橋本好司 二本松市金色四〇 橋本接骨院 二本松市金色四〇七 平成二十二年六月

七―一三 月一―二日 (社会福祉課)

福島県告示第四百九十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十二年七月二十日

一 保安林予定森林の所在場所 福島県知事 佐藤 雄 平

二 指定の目的 いわき市平沼ノ内字浜街一五八の二、平薄磯字北ノ作九

三 指定の目的 土砂の崩壊の防備

三 指定の目的 指定の目的 土砂の崩壊の防備 1 立木の伐採方法

- (一) 主伐は、択伐による。
 - (二) 主伐として伐採することができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
- 〔一次のとおり〕は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室治山対策課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

(治山対策課)

福島県告示第四百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により保安林の指定施設要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、当該通知の内容の要旨を次のとおり告示し、当該通知の内容を鮫川村役場の掲示場に掲示する。

平成二十二年七月二十日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 所在の不明な者の氏名

岡部 繁

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施設要件を変更する予定であること。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施設要件については、平成二十二年六月二十九日付け福島県告示第四百六十号によること。なお、当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十三条の三において準用する同法第三十条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

(治山対策課)

公 告

公告第二百八十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十二年七月二十日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 申請のあった年月日

平成二十二年七月九日

二 名称

特定非営利活動法人ひとやすみ

代表者の氏名

滝田 利範

四 主たる事務所の所在地

福島県会津若松市門田町大字飯寺字村西八百四十番地一

五 定款に記載された目的

この法人は、精神障害者やその他の障害者が、地域で自立して生活できる社会の実現のため、市民と協同して精神障害者やその他の障害者に対する生活支援、就労支援に関する事業を行うとともに、広く市民への障害者理解のための普及、啓発活動を進め、もって地域社会の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第二百八十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十二年七月二十日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 申請のあった年月日

平成二十二年七月九日

二 名称

特定非営利活動法人循環型社会推進センター

代表者の氏名

三瓶 英才

四 主たる事務所の所在地

福島県福島市五月町四番二十五号

五 定款に記載された目的

この法人は、県民に対して、他の特定非営利活動法人、地域社会活動団体等と連携して、少子・高齢社会に対応した住宅改修、買替え等に関する相談・斡旋、交流の促進や地域活動の活発化等に資するユニバーサルデザイン、自立支援等に関する調査・研究・情報発信など、保健・医療・福祉、まちづくり、環境保全、地域安全、経済活動の活性化、雇用機会の拡充、消費者の保護活動等に関する事業を行い、循環型社会の推進に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第二百八十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成二十二年七月二十日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良区の名称
飯館村土地改良区
退任した役員

役員 氏名 住所
理事 菅野 武美 相馬郡飯館村小宮字曲田五五番地
就任した役員
役員 氏名 住所
理事 庄司 久 相馬郡飯館村小宮字反田七五番地

(農村計画課)

公告第百二十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第二項の規定により、次の者から土地改良事業の工事の完了について届出があった。

平成二十二年七月二十日

福島県知事 佐藤 雄 平
土地改良事業を行つた者の名称 地区名 土地改良事業の種類 施行認可又は施行 工事の完了年月日
柳津町 琵琶首 基盤整備促進 同意の年月日 平成十三年八月八日 平成二十二年五月二十日
(農業用排水 施設及び農道)

(農村計画課)

公告第百九十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第三項の規定により、津島地区に係る県営の中山間地域総合整備事業の工事は、平成二十二年三月二十三日完了したので公告する。

平成二十二年七月二十日

福島県知事 佐藤 雄 平
(農村計画課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第五十三号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項又は第四項第二号(農業委員会等に関する法律施行令(昭和二十六年政令第七十八号)第六条、漁業法施行令(昭和二十五年政令第三十号)第九条若しくは第二十三条又は地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六条、第百十四条、第百十七条若しくは第百八十四条において準用する場合を含む。)に規定する不在者投票のできる施設として、平成二十二年七月八日次のとおり指定した。

平成二十二年七月二十日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地 俊彦

施設 の 名 称	施設 の 所 在 地
財団法人ときわ会常磐病院	いわき市常磐上湯長谷町上ノ台五七番地